

【事務連絡】

令和3年7月12日
(2021年)

各総括課等の長様

総務局 総務課長

令和3年度 包括外部監査の実施について（通知）

平素は、包括外部監査についてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年度も下記の監査テーマにより「包括外部監査」を実施しますので、貴局内に周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、対象課におかれましては、通常業務に加えての処理になりますので、ご負担をおかけしますが、本監査は地方自治法の規定に則って実施するものですので、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

記

監査テーマ：「環境局の事務事業について～SDGsの視点も踏まえて～」

（テーマ設定理由等は、別紙外部監査人からの通知文参照）

担当：総務局 総務課 調整チーム (TEL：35-3533)

包括外部監査

本市では、平成20年度の中核市移行に伴い実施することになったもの。地方分権の推進に合わせて、地方自治法の規定に基づき行う。市が選定・契約して包括外部監査人となった外部の専門家（公認会計士等）が特定の事件（監査テーマ）を選定して監査を行うもので、外部の視点から自治体の事務を点検し、監査機能等の一層の充実を図る。監査結果は毎年度、「結果報告書」として冊子化し、3月市議会に提出。さらに、外部監査人が、本市議会において結果の概要を説明し、議員各位の質疑に応じる（過去、市側に対する質問もあった。）。また、次年度には外部監査の結果をもとに講じた措置をまとめた「措置状況報告書」を作成する。外部監査の詳細及び過去の結果または措置状況報告書は、本市ホームページを参照。

○市政情報→各種行政委員会→監査委員→監査等の結果

以上



令和3年6月10日

西宮市長 殿

包括外部監査人 本村 勲



令和3年度の包括外部監査の実施について（通知）

令和3年度包括外部監査を実施するにあたり、包括外部監査契約書第7条の規定により、その旨を通知します。

記

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び西宮市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

2 特定の事件（監査テーマ）

「環境局の事務事業について～SDGsの視点も踏まえて～」

3 監査テーマ選定理由

西宮市は、六甲山系の緑の山並み、武庫川・夙川などの美しい河川、甲子園浜・香櫛園浜をはじめとした豊かな自然に恵まれており、また文教住宅都市として良好な住宅地と恵まれた教育環境を生かしたまちづくりを進めています。その中で、これらの豊かな自然と住みよい環境を次世代に持続可能な状態で引き継いでいくためには、環境学習が重要であるとし、人と人との新しい交流を生み出すような環境学習活動を支えるしくみをつくるため、2003年に「環境学習都市宣言」を行っています。また、2005年にはこの宣言を具体化するために「新環境計画」（2005年～2018年）を策定し、それ以降、環境学習都市宣言の理念の下、「学びあい」と「参画と協働」を視点に、様々な環境施策を推進しています。2019年には「新環境計画」をアップデートした「第3次環境基本計画」（2019年～2028年）を策定しました。この「第3次環境基本計画」には3つの個別計画と複数の関連する計画が存在しており、上位計画の「第3次環境基本計画」と相互関連性を有しています。また、これら環境計画における施策の実施状況については、「環境報告書」が毎年公表されています。

一方で2015年に国連サミットにて採択されたSDGs（持続可能な開発目標）に関して、日本の地方公共団体が取り組む意義は、少子高齢化やDX（Digital Transformation）の進展

等社会環境の著しい変化の中で、環境への対応のみならず、持続的な成長を確保し、人々が安心・安全な生活を送ることができるよう積極的な取組みを行うことと言えます。

SDGsにおいては、環境に関する目標も多数掲げられており、上記のとおり、西宮市はその採択前から積極的に環境への取組みを実施しています。また、「第5次西宮市総合計画」基本計画の最初に「住環境・自然環境」が掲げられていることから、西宮市の環境に対する積極的な姿勢がうかがえます。このように西宮市にとって重要課題といえる環境施策について、その最上位計画である「第3次環境基本計画」をベースに、計画開始から3年目となるこのタイミングで、SDGsの視点も踏まえ、その計画内容や進捗状況を包括外部監査として客観的に検討することは、今後西宮市のSDGsへの取組みの推進や、より積極的な環境施策への対応、「第3次環境基本計画」の着実な実施の観点から一定の意義があると言えます。

また、環境問題への取組みの中で、最も市民に身近な問題と考えられる「ごみ」に関して、西宮市は令和4年4月1日より生活系指定ごみ袋制度の導入を決めています。このように、西宮市の環境への取組みの結果、市民生活の身近なところで変化も生じようとしており、環境問題への対応、持続的な循環型社会の実現に対する意識づけの観点からも環境に関する監査テーマの検討は意義を有するものと考えられます。

さらに、西宮市環境局は、墓地等の斎園管理事業や総合処理センターの管理運営事業を所管するなど、施設管理に関する業務も行っており、有効性、効率性、経済性（3E）の観点から有意義な検討が可能であると考えています。

以上の選定理由及び西宮市の過去の包括外部監査において、当該事件をテーマとして選定されることがないことから、「環境局の事務事業について～SDGsの視点も踏まえて～」を令和3年度の包括外部監査の特定の事件として選定します。

4 監査対象部署

環境局

5 監査予定期間

令和3年7月1日から令和4年3月31日までの期間で、監査対象部署と日程調整の上決定させていただきます。

以上